

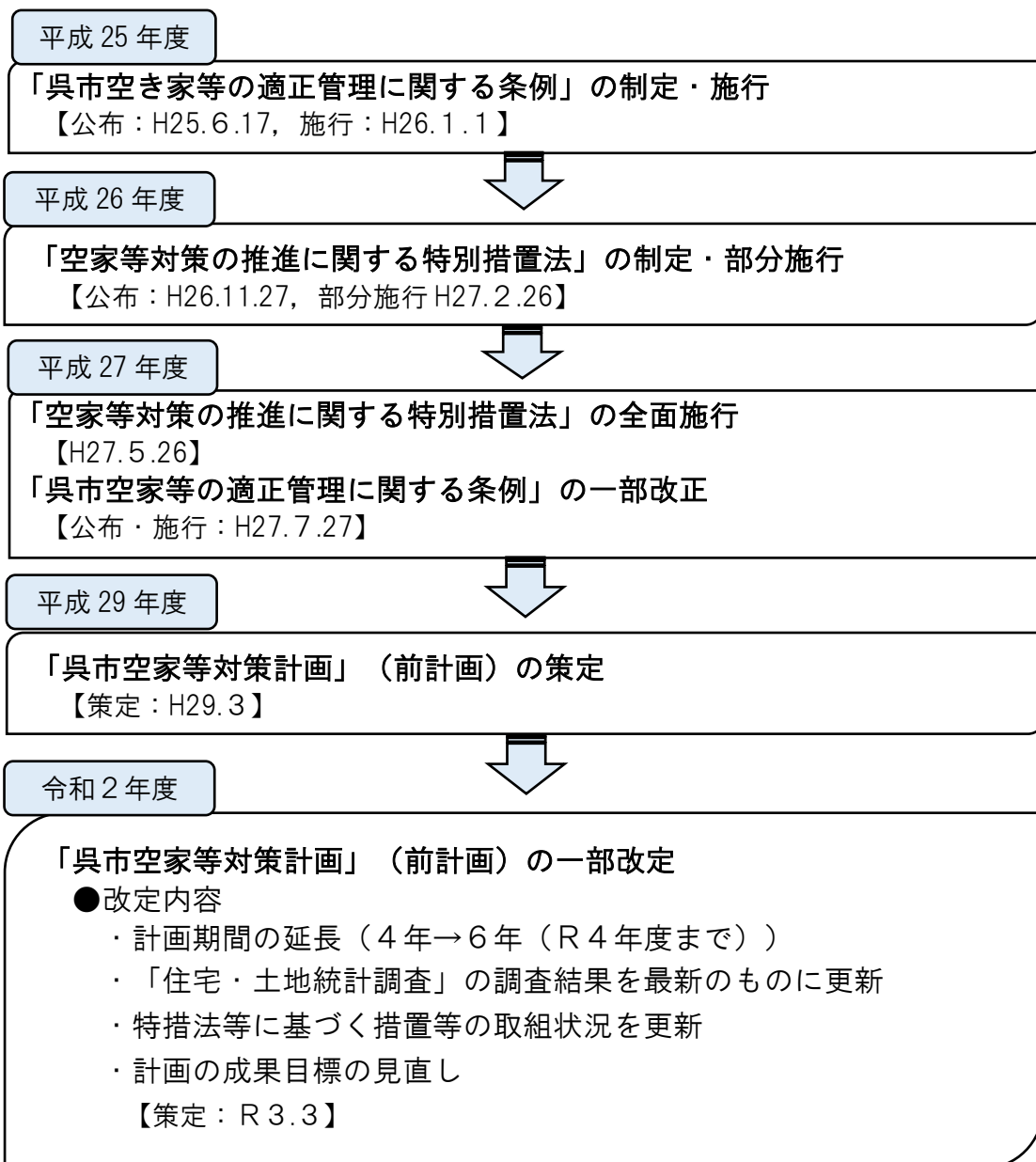
呉市空家等対策計画について

■ 呉市空家等対策計画策定の経緯

本市は、多くの空き家が発生している状況となっており、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす状況を踏まえ、議員提案により制定された「呉市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年呉市条例第17号。現呉市空家等の適切な管理に関する条例。以下「条例」といいます。）」が、平成26年1月に施行されました。

一方で、空家等については、全国的な問題となっていることから、同年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」といいます。）」が公布され、平成27年5月に全面施行されました。

本市においては、特措法の施行を契機に、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に「呉市空家等対策計画」（以下「前計画」といいます。）を作成し、空家等対策に取り組んできました。



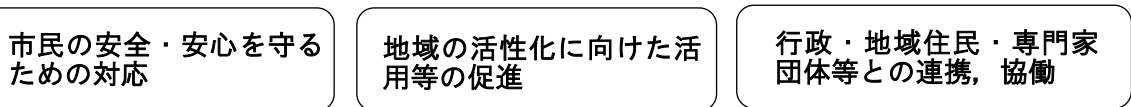
■ 呉市空家等対策計画の概要

1 計画の対象

市内全域における全ての空家等と空家等が除却された後の跡地を対象とします。ただし、一戸建ての空家等については、優先的に対策に取り組みます。

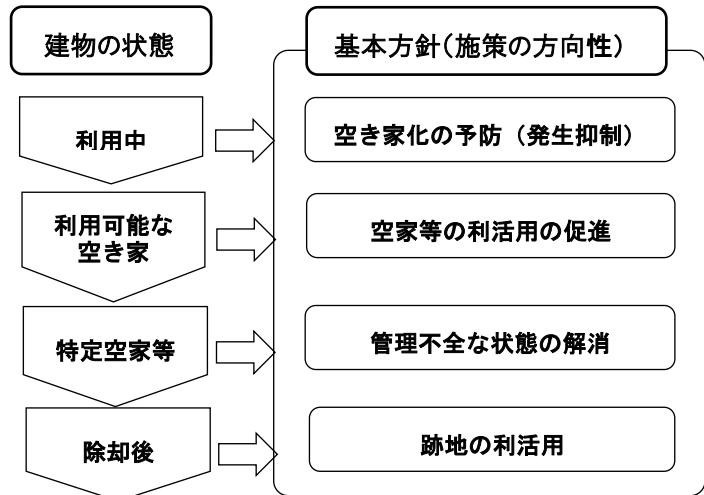
2 基本理念

次の3点を空家等対策に関する基本的理念として位置づけて、各種の対策に取り組むこととします。



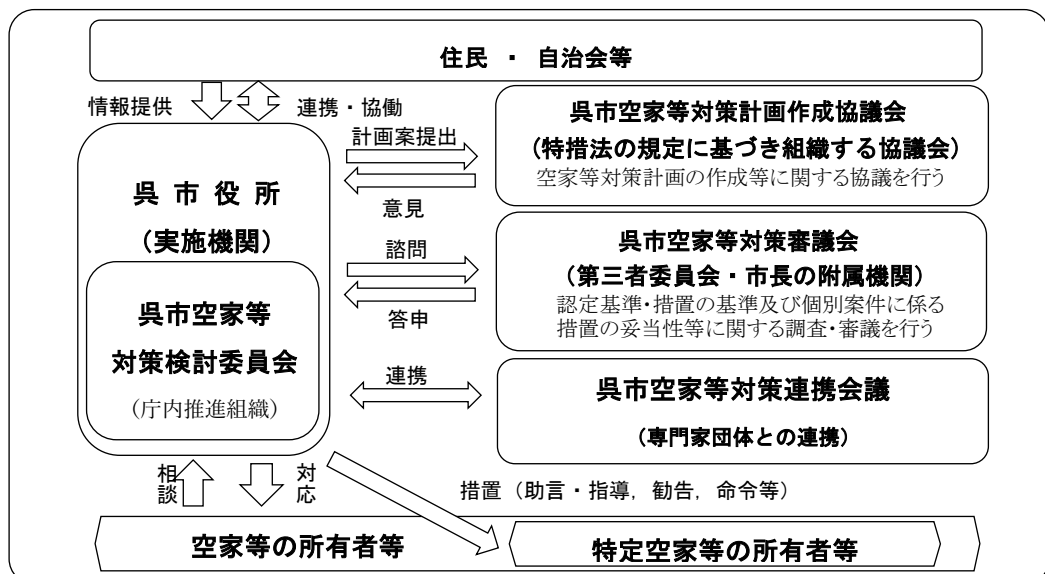
3 基本方針（施策の方向性）

本市における空家等の状況や全国的な取組を踏まえ、四つの方向性を柱とし、今後、空き家になる前の利用中の状態から、空家等を除却後の跡地活用まで、各段階の状況に応じた、対策を検討し、取り組んでいくこととします。



4 実施体制の整備

空家等の所有者等だけでなく、地域住民等が相談や情報提供等を行う際の窓口を明確にするとともに、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、実施体制の整備を進めており、今後更なる体制の強化に努めていきます。



■ 計画の位置づけ

本計画は、特措法第6条に規定する「空家等対策計画」として作成するものであり、特措法及び条例に基づき、空家等対策の推進に当たっての基本的な指針とするものです。

本計画は、本市の最上位計画である「呉市長期総合計画」に即し、「呉市都市計画マスタープラン」、「広島県空き家対策対応指針」などの各種関連計画等との連携・整合を図っています。

【計画の位置づけ】

